

南伊豆地域広域ごみ処理事業に関する覚書

(合意事項)

第1条 下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「1市3町」という。）は、南伊豆地域広域ごみ処理事業として、広域での整備・運営を計画する一般廃棄物処理施設（熱回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設）について、次のとおり合意した。

- (1) 同事業で整備する熱回収施設の処理方式は、焼却方式（ストーカ式）とする。
- (2) 同事業に係る事務は、一部事務組合を新たに設立し、共同処理する。
- (3) 同事業に係る費用の負担割合は、次の表のとおりとする。

区分	負担割合	対象経費
建設費	均等割 40%	・生活環境影響調査、地質調査等の施設建設に伴う事前調査及び事業者の選定に要する経費 ・施設建設費（実施設計費等を含む。） ・施設建設のために借り入れた地方債の元利償還金
	人口割 60%	
運営費	均等割 20%	・施設及び設立予定の一部事務組合の運営に要する経費（建設費に分類されるものを除く。）
	ごみ量割 80%	

備考 本表に定めのない経費の取扱いについては、別途協議する。

- (4) 同事業で整備する施設の場所は、現下田市営じん芥処理場用地を候補地とし、生活環境影響調査の結果を踏まえ決定する。
- (5) 既存施設の解体については、交付金制度の動向を十分確認した上で別途協議するものとし、特定の市町に負担が偏らないよう配慮する。

(事業の推進)

第2条 1市3町は、前条の合意事項に基づき同事業に関する協議を継続する。

- 2 1市3町は、同事業を円滑に推進できるよう誠意をもって対応し、離脱、合意の不履行等に至ることのないよう、緊密に連携を図るものとする。
- 3 1市3町は、協議を継続するに当たり、ごみの排出抑制やリサイクルの推進に向けた施策に積極的に取り組むものとする。
- 4 協議の継続に当たって発生する費用（広域ごみ処理基本構想、循環型社会形成推進地域計画及び施設整備基本計画の策定に要する経費。事務費を含む。）の負担割合については、従前どおり（均等割 20%・人口割 80%）とする。

上記事項を確認した証として本書を取り交わし、各自1通を所持する。

令和3年11月16日

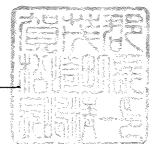
下田市長 松木 正一郎



南伊豆町長 岡部 克仁



松崎町長 長嶋 精一



西伊豆町長 星野 淨晋

